



鳥取県医療勤務環境改善支援センター通信

『働き方改革と労働時間法制の見直し』

働き方改革関連法（労働基準法等の改正を束ねたもの）が6月末に成立し、来年4月以降、改正された法律が順次施行されることとなります。

今回の改正点については、

①残業時間の上限規制 ②「勤務間インターバル」制度の導入促進 ③年5日間の年次有給休暇取得の使用者への義務づけ ④月60時間超の残業の割増賃金率の引き上げの中小企業への適用 ⑤労働時間の客観的把握の義務付け ⑥「フレックスタイム制」の拡充 ⑦「高度プロフェッショナル制度」の創設 ⑧産業医・産業保健機能の強化が内容となっており、施行期日は2019年4月1日（①について中小企業は2020年4月1日、④については2023年4月1日）とされています。医療機関の場合、常時使用する労働者が100人以下の場合が中小企業に該当します。

残業時間の上限規制については、36協定を締結することにより、法定労働時間を超えて労働できる時間の上限を法定事項として定めるものです。原則月45時間、年360時間（特別条項の場合、年720時間以内、複数月平均80時間以内、月100時間未満）が上限とされています。医師については5年間の適用猶予が設けられていますが、医師以外の管理監督者を除く医療従事者には施行日以降適用されることとなります。法改正の趣旨を踏まえ、残業時間が法定の上限を超えることのない業務体制づくりを早急に進めていくことが重要で

す。また、残業を行わせる場合は、人数に限らず、必ず36協定を労基局に届け出る必要があることにも留意ください。

「勤務間インターバル」制度の導入促進については、終業時刻から翌日の始業時刻までの間に一定時間以上の休息時間を確保する制度の導入を使用者の努力義務とするものです。ヨーロッパのEU加盟国では、11時間以上の休息の付与が義務付けられています。

有給休暇取得の使用者への義務づけについては、年5日の年次有給休暇の取得を使用者に義務づけるものです。有給休暇の取得が5日に達していない労働者に対し、使用者が労働者の希望を踏まえて時期を指定（強制付与）し、5日は取得するようにするものです。

産業医・産業保健機能の強化については、産業医の活動環境整備として、事業者から産業医への情報提供の充実強化、産業医の活動と衛生委員会との関係強化が図られ、労働者に対する健康相談の体制整備等として、産業医等による労働者の健康相談の強化、事業者による労働者の健康情報の適切な取り扱いの推進が図られることとされています。

来年4月の施行に向け細部の取扱い等も整理されてくることとなります。それらの情報の把握に努めながら、法律の改正に対応した体制づくりを進めていくことが肝要です。

（今回の担当：医療労務管理アドバイザー 長谷川 誠 社会保険労務士）

お問い合わせ・ご相談を無料でお伺いします！お気軽にご連絡ください！！

鳥取県医療勤務環境改善支援センター

住所：鳥取市戎町317（鳥取県医師会館内） TEL：0857-29-0060 FAX：0857-29-1578

メール：kinmukaizen-c@tottori.med.or.jp

HP：http://www.tottori.med.or.jp/kinmukaizen-c/

鳥取 勤務環境改善 検索